

本願寺神戸別院貸会場利用規約

◇利用規約

本規約は、本願寺神戸別院（以下「別院」といいます）が管理する施設（以下「当施設」といいます）の利用について定めるものです。利用に際しては、本規約の内容を十分にご理解いただき、これを遵守して頂くようお願い申し上げます。

1. 個人情報の取扱いについて

当施設のご予約にあたり、ご記入いただく個人情報は、施設の予約、利用者との間の連絡に使用させていただきます。

2. 守秘義務

利用者の当施設利用に伴い、別院・利用者双方で知り得た情報を、事前の書面による承諾なく第三者に漏洩、公表してはなりません。ただし顧問弁護士等が業務上閲覧を必要とする者は除きます。

3. 当施設利用上の注意事項

- (1) 準備・片づけの時間も含めて利用時間を申し込んでください。ご退室が申込時間を超過いたしますと追加の冥加金が発生する場合があります。
- (2) 当日の利用時間の延長に関しましては、原則お断りしておりますが、後の利用予定がなく、別院職員が対応可能な場合に延長することができます。退出時間の1時間前までにご連絡下さい。
- (3) 準備、後片付け等のご利用時間内をお願いいたします。
- (4) お荷物の事前郵送によるお預かりは、原則ご利用日前日となります。利用日前後、長期間に渡るお荷物のお預かりはお断りいたします。
- (5) 不測の災害に備え、非常口・誘導方法・消火設備等を予めご確認下さい。
- (6) 別院が、指定する申込書を別院に対しご提出いただくことで正式なご予約が成立します。

但し、研修会および講演・講座等を開催する場合において、広告媒体等を用いて募集を行う場合は事前にその旨を申し出て使用承諾を得なければなりません。

4. 当施設のご利用にあたり、以下の項目を遵守するようお願いいたします。

- (1) カラオケ、合唱、楽器演奏や大声の発声、大音量での音響機器の再生等がある場合は事前にご相談ください。
- (2) 発火物等の危険物、他の参拝者等の第三者に迷惑を及ぼす物品を持ち込まないで下さい。
- (3) 喫煙は所定の喫煙場所にて行って下さい。
- (4) 研修の際に持ち込まれた研修機器等の物品類は必ずお持ち帰り下さい。
- (5) 廊下や化粧室等、共有スペースでの談笑や乱暴なご使用は他の利用者のご迷惑になりますのでお控え下さい。
- (6) 施設内（ロビー・室内・エレベーターホール）での混雑がないようご利用者側で入場者を適切に整理誘導してください。

- (7) 利用の際に出たゴミは、利用者側で処理してください。
- (8) 利用者にて飲食関係を手配、持参される場合は事前にご連絡ください。なお、その場合でもごみ処理は利用者側でお願いします。
- (9) 施設は法事、葬儀、会議、研修等にご利用ください。商品の販売等の営利目的でのご利用はできません。

5. 反社会的勢力の排除表明

現在および将来において、自らが暴力団、暴力団員、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下「反社会的勢力」という）でないことを表明し、反社会的勢力の排除に向けて相互に強力をします。

6. 以下の場合には、当施設のご利用をお断りすることがあります。

- (1) 政治団体・反社会的勢力団体またはこれらに類する活動を目的とする場合。
- (2) 別院周辺ないし会場周辺において、申込者関係者もしくはこれと対立する関係者が集団示威活動を予定しており又は予定する可能性がある場合(予告通知がなされた場合を含む)。
- (3) 会場の警備人数を通常の場合よりも増員すべきと運営者が判断するとき。
- (4) 無限連鎖講、連鎖販売取引等、その他会合として不適切と当方が認めた場合。
- (5) 法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する、もしくは反する恐れがある場合。
- (6) 第三者に迷惑を及ぼす恐れがある場合。
- (7) 利用申込書等申込書類の記載事項の虚偽や、利用目的を不当に変更される場合。
- (8) 行政その他当局の指導により、利用が不相当とみなされる場合。
- (9) 当施設の利用の権利を第三者に譲渡し、または第三者に転貸した場合。
- (10) 当施設の防音レベルを超えた発声や演奏、音響機器の再生を行なう場合。
- (11) 収容人数を超えて入場させた場合。
- (12) 危険物、発火物を持ち込んだ場合。
- (13) その他運営者が好ましくないと判断した場合。

7. 以下の場合には、運営者は責任を負いません。

- (1) 利用者に起因して発生した事故。
- (2) 利用者が所有し、持ち込まれた物品の盗難・紛失。

8. その他

- (1) 当施設または当施設の備品等を破損、汚損、紛失された場合には、実費を頂きます。
- (2) 当別院職員又は第三者に損害を与えた場合には、その損害を賠償して頂きます。